

厚木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

会計年度任用職員の勤勉手当については、これまで、地方自治法において、フルタイム会計年度任用職員のみ支給できる規定がありましたが、国の事務処理マニュアルにおいて支給しないこととするよう示されていました。

今般、地方自治法の改正により、パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が規定されるとともに、同マニュアルも改訂され、フルタイム・パートタイム共に対象となる会計年度任用職員に、勤勉手当を適切に支給すべきとされました。

そのため、会計年度任用職員の適正な処遇の確保の観点や、国の取扱いとの均衡を図るため、本市会計年度任用職員について、令和6年度より勤勉手当を支給するために所要の改正を行うものです。

2 改正の内容

(1) 厚木市職員の給与に関する条例

本条例に規定する会計年度任用職員の給与に勤勉手当を加え、令和6年度から任期の定めが6月以上かつ週15時間30分以上の勤務条件で働く会計年度任用職員（期末手当と同様）に勤勉手当を支給します。

ア 勤勉手当の支給月数

令和6年度	6月期	12月期	合計
月数	1.025月	1.025月	2.05月

※実際の支給額は、給料・地域手当の月額に規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額となります。

イ 対象予定者数

令和6年度	フルタイム	パートタイム	合計
対象 予定者数	120人	771人	891人

ウ 影響額

令和6年度	フルタイム	パートタイム	合計
勤勉手当	33,024,853円	130,138,610円	163,163,463円

(2) 厚木市職員の育児休業等に関する条例

育児休業をしている職員のうち、勤勉手当の支給を受ける職員に関する条文中から会計年度任用職員を除く規定を削除し、令和6年度から任期の定めが6月以上かつ週15時間30分以上の勤務条件で働く育児休業を取得している会計年度任用職員（期末手当と同様）に勤勉手当を支給します。

3 施行日

令和6年4月1日